

質問に対する回答

No.	質問項目	質問事項	回答事項
1	担当エリアについて	担当エリアをいくつかに分担することを考えていますでしょうか。	担当エリアを分担することは考えておりません。
2	不在の再配達について	再配達できない場合、請求はできるのでしょうか。	当日の急なキャンセルや不在により配達できない場合は利用料の請求は可能です。 ※仕様書5(4)に該当する場合は、利用料の徴収はできません。
3	配食単価について	配食単価を統一しないのは何故なのでしょう。	事業者により人件費や食材料費などトータルコストが違うため価格統一は行っておりません。
4	利用者からの徴収について	現在の徴収方法は口座引落とし、手集金どちらが多いのでしょうか。	現在は、全て口座引落としとなっております。
5	保険加入について	食中毒用保険の加入をすすめていますでしょうか。	仕様書5(2)に⑤に記載のとおり、受託者の責に帰すべき事由に基づく事故等が発生した場合には、利用者に対しての損害賠償を速やかにかつ誠実に行っていただく必要があるため保険加入が望ましいと考えております。
6	仕様書「4. 業務内容 (7) 及び (8)」	「業務の場所は、登米市全域とする。」とあるが、遠隔地、人出不足等を理由で断った場合は、当然「契約違反」にあたると思うが、その場合はその業者は本事業から撤退することになると解釈してよろしいか。また前述のとおりあくまで業務は登米市全域が範囲なので「複数の事業者と契約した場合」で受託時に地域や曜日を限定できるものではないとの判断でよろしいか。	仕様書に記載のとおり、登米市全域が業務の対象となっているため、受託者の事情によるエリアの限定等は考えておりません。 委託者と受託者協議の上、事前に曜日を限定することができます。
7	仕様書「4. 業務内容 (4)」	「委託者と受託者協議のうえ、配達曜日及び時間を指定することができる。」とあるが、これは利用者の都合に合わせるという意味ではなく、業務を実施する曜日、時間帯を事前に固定できるという解釈でよろしいか。	お見込のとおり、委託者と受託者協議の上、事前に曜日、配達時間を固定できます。

No.	質問項目	質問事項	回答事項
8	仕様書「4. 業務内容(9)」に関連して	本会としては、一食当たりあたり850円を上限とし、うち委託料を350円とした場合、利用者負担を500円とせざるを得ないが、それでも構わないという判断でよろしいか。	市の委託料は350円となるため、受託者の設定料金によっては、利用者負担は最大500円となります。
9	利用者登録に関して	利用希望者は市に申込みを行います。利用者がどの業者を希望するか、市が業者の選定・斡旋にどこまで関与するのか。関与する場合、「他業者が断ったので社協にお願いします。」という流れはありえないと思いますし、利用者が直接業者に申込みを行う場合でも、断られることは想定されていないと解釈してよろしいか。	業者の選択はあくまでも利用者の判断となります。事業者が決定した段階で、令和6年度中に現在の利用者へ通知を行い、事前に利用事業者の選択を行っていただきます。基本的に受託者は仕様内容等をご理解いただいた上で参加申込をされていると判断するため、断られることは想定しておりません。
10	仕様書「3. 利用対象者」に関して	利用者について、申請があった日から利用開始まで何日程度を想定しているか。	2週間程度を想定しています。
11	仕様書「4. 業務内容(1)」	アセスメント票は年度更新されるものか（情報が古くなり、緊急連絡先が代わっている場合があります）。	毎年度の更新は行いません。利用者へ登録内容に変更があった場合の申出等の勧奨を検討していきます。
12	仕様書「4. 業務内容(2)」	「受渡しは直接手渡しにより行う」とあるが、例外で置き配は可能か。また、「声掛けや見守りなど必要な支援を行うこと」の必要な支援とは具体的に何を意味するか。	不在時の置き配等は想定していません。 また、声掛けや見守りなど必要な支援とは、お弁当を直接手渡ししていただく際に、体調は変わりないかなどお声がけをいただき、異変を感じた際は緊急連絡先などに連絡をいただくなどの対応を想定しています。
13	仕様書「5. 業務体制等(1)」	「事故等により調理等が実施できなくなった場合」について代替の体制について、急遽の場合はスーパー、仕出し等の弁当の代替を可とできるか	高齢者向けの栄養バランスの取れた食事の提供を継続することが可能であれば、仕出し弁当等の代替えでも可能ですが、その際は利用者へ説明をお願いします。

No.	質問項目	質問事項	回答事項
14	仕様書「5. 業務体制等 (3)」	「再配達を可能な限り対応すること」とは、曖昧な表現であり社協で決めてよいのか。また、受託者側で判断した場合は公平なサービスの提供に差が出ないか。さらに、不在の場合、不在表を置いて弁当を持ち帰った場合、安否確認についても終了でよいのか。	基本的には食事の提供と見守りを兼ねているため、再配達を行っていただきますが、特に夏季期間中の持ち歩きによる食材の劣化など食中毒になる危険が高い場合は、再配達を強制するものではありません。 不在の場合等は、電話連絡等で再配達の調整などの際に、体調に変わりないかなどの確認をしていただくようお願いいたします。
15	仕様書「5. 業務体制等 (3)」	「必要に応じて、委託者や緊急連絡先、消防署へ連絡」とあるが区長や民生委員と情報共有し連携して安否確認を可としてよろしいか。	必要に応じて、委託者や緊急連絡先、消防署等へ連絡としており限定しているものではありません。必要に応じて地域包括支援センター職員やケアマネジャー又はご協力をいただけるようであれば区長や民生委員と連携をお願いいたします。
16	仕様書「5. 業務体制等 (4)」	「中止及び変更の連絡を前日の午後5時までに受けた場合、利用料の徴収は行わない」とあるが前日では食材の発注が済んでおり、発注済みの食材費は委託者へ請求できるか。	市の委託料は、利用料が発生した場合の一部負担となりますので、利用料が発生していない場合は委託料の請求はできません。

※質問のあった順番に回答しています。